

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2023年9月15日
【発行者名】	クローバー・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 多根 幹雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目3番4号 京橋日英ビル3階
【事務連絡者氏名】	渡辺 友子
【電話番号】	03-6262-3921
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	浪花おふくろファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年6月2日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、更新すべき事項を変更する。また2015年3月31日以降提出の届出書に添付した信託約款の記載事項に更新すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正の内容】

下線部_____は、更新・追加部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

<訂正前>

2【投資方針】

（前略）

（2）【投資対象】

主として国内外の投資信託証券を主要投資対象とします。

当ファンドは、以下に示す指定投資信託証券を主要投資対象とします。

- ・SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（適格機関投資家専用）
- ・NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信
- ・コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）
- ・コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95（適格機関投資家限定）
- ・iシェアーズコアMSCI ヨーロッパ UCITS ETF EUR
- ・iシェアーズMSCI ヨーロッパ（除く英国）UCITS ETF EUR
- ・iシェアーズMSCI 英国 UCITS ETF
- ・iシェアーズMSCI 英国小型株 UCITS ETF
- ・iシェアーズコアMSCI エマージング・マーケット ETF
- ・iシェアーズMSCI エマージング・マーケット ETF
- ・iシェアーズコア S&P500 ETF
- ・iシェアーズコア MSCI パシフィック（除く日本）UCITS ETF
- ・クープランド・カーディフ・ファンズ — CC ジャパン アルファファンド クラスC
（アイルランド籍UCITS適格オープンエンド型投資信託）
- ・コムジェスト世界株式ファンド（適格機関投資家限定）
- ・2Xideas UCITS-グローバル・ミッドキャップ・ライブラリー・ファンド（ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託）
- ・ダイワ新興アセアン中小型株ファンド（ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託）

＊上記は、本書届出日現在の指定投資信託証券です。

（後略）

<訂正後>

2【投資方針】

(前略)

(2)【投資対象】

主として国内外の投資信託証券を主要投資対象とします。

当ファンドは、以下に示す指定投資信託証券を主要投資対象とします。

- ・SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（適格機関投資家専用）
- ・NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信
- ・コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）
- ・コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95（適格機関投資家限定）
- ・iシェアーズコアMSCI ヨーロッパ UCITS ETF EUR
- ・iシェアーズMSCI ヨーロッパ（除く英国）UCITS ETF EUR
- ・iシェアーズMSCI 英国 UCITS ETF
- ・iシェアーズMSCI 英国小型株 UCITS ETF
- ・iシェアーズコアMSCI エマージング・マーケット ETF
- ・iシェアーズMSCI エマージング・マーケット ETF
- ・iシェアーズコア S&P500 ETF
- ・iシェアーズコア MSCI パシフィック（除く日本）UCITS ETF
- ・チカラ・ファンズ・PLC ーチカラ ジャパン アルファファンド クラスC（アイルランド
籍UCITS適格オープンエンド型投資信託）
- ・コムジェスト世界株式ファンド（適格機関投資家限定）
- ・2Xideas UCITS-グローバル・ミッドキャップ・ライブラリー・ファンド（ルクセンブル
グ籍オープンエンド型投資信託）
- ・ダイワ新興アセアン中小型株ファンド（ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託）
- ・シンプレクス中計ファンド（ロング）（適格機関投資家専用）

*上記は、本書届出日現在の指定投資信託証券です。

(後略)

※原届出書の該当箇所に以下の内容を更新・追加します。

＜指定投資信託証券の概要＞

商品分類	追加型投信／海外／株式
ファンド名	チカラ・ファンズ・PLC ― チカラ ジャパン アルファファンド クラスC (アイルランド籍 UCITS適格オープンエンド型投資信託)
設定日	2007年4月4日
運用の基本方針	
基本方針	主として日本の株式に投資して、長期的なキャピタルゲインの獲得を目指します。
投資対象	日本の証券取引所で上場・取引される企業、または、主に日本で経済活動を行う企業の株式を中心に構成されるポートフォリオに投資します。
投資方針	基本的にはファンダメンタルズに基づいたロング・オンリーの投資戦略。日本の証券取引所で上場・取引される企業、または、主に日本で経済活動を行う企業の株式に投資する。大型株のみならず中小型株にも投資する。運用資産の10%を上限にETFなどに投資することもある。
収益分配	無し
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率1.5%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	①アドミニストレーションフィー：最大0.12% ②カストディアンフィー：最大0.02% ③その他、ファンドの事務処理等に要する費用等
その他	
運用会社	チカラ インベストメンツ LLP（英国）
受託会社	ノーザン・トラスト・フィデュシャリー・サービスズ（アイルランド）リミテッド
事務管理会社	ノーザン・トラスト・インターナショナル・ファンド・アドミニストレーション・サービスズ（アイルランド）リミテッド
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年11月30日

（中略）

＜指定投資信託証券の概要＞

商品分類	追加型投信／国内／株式
ファンド名	シンプレクス中計ファンド（ロング）（適格機関投資家専用）
設定日	2019年3月12日
運用の基本方針	
基本方針	信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行なうことを基本とします。
投資対象	シンプレクス中計マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

	投資態度	① 主に、マザーファンドの受益証券への投資を通じて、国内の上場株式において、中期経営計画を実施している銘柄を中心に投資を行います。 ② 信用取引による売建てを行うことがあります。 ③ 株式の実質投資割合は原則として、信託財産の50%超を基本とします。 ④ 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産の50%以下を基本とします。 ⑤ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
	投資制限	① マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への投資割合は制限を設けません。 ③ 外貨建資産への投資は行いません。 ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
	収益分配	毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ・収益分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、収益分配対象額が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。 ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
ファンドに係る費用		
	信託報酬	純資産総額に対して年率1.144%（税抜1.04%） （税抜：委託会社 年1.00% 販売会社 年0.01% 受託会社 年0.03%）
	パフォーマンス・フィー	11.00%（税抜10.00%）（ハイ・ウォーター・マーク方式）
	販売手数料	なし
	信託財産留保金	なし
	その他の費用	組入有価証券やデリバティブ取引等の売買の際に発生する売買委託手数料、受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。 信託の計理およびその付随する業務、法定書類の作成・交付に要する費用（これらの業務を外部に委託する場合も含みます。）、および信託の監査人および法律顧問等に対する報酬や費用等も信託財産中から支弁されます。
その他		
	委託会社	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第341号 加入協会：一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会
	受託会社	三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第649号
	信託期間	無期限
	決算日	毎年8月5日

(後略)

※原届出書の信託約款の該当箇所の内容を以下のとおり訂正します。

追加型証券投資信託『浪花おふくろファンド』信託約款	
訂正後	訂正前
（運用の指図範囲等） 第16条 ②（略） 4.組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、<u>信託財産の純資産総額の10%以内とします。</u> 5.一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、<u>原則としてそれぞれ10%、合計で20%とする</u>こととし、当該比率を超えることとなった場合には、<u>一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。</u>	（運用の指図範囲等） 第16条 ②（略） （追加） （追加）
（信託約款の変更等） 第48条 （略） ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「<u>重大な約款の変更等</u>」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。 （略） ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 （略）	（信託約款の変更等） 第48条 （略） ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、<u>併合と</u>合わせて「<u>重大な約款の変更等</u>」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。 （略） ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の<u>半数以上</u>であって、<u>当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数</u>をもって行います。 （略）

（反対者の買取請求権の<u>不適用</u>） 第49条 （略） ② 前項の規定については、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第41条（信託契約の一部解約）の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。	（反対者の買取請求権） 第49条 （略） （新設）
（運用報告書に記載すべき事項の提供） 第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供します。この場合において、委託者は運用報告書を交付したものとみなします。 ② 前項の規定にかかわらず、委託者は受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。 （公告） 第52条 （略） （信託約款に関する疑義の取扱い） 第53条 （略）	（新設） （公告） 第51条 （略） （信託約款に関する疑義の取扱い） 第52条 （略）

（後略）

以上